

女川原子力発電所1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-030(改0)
提出年月日	令和2年2月13日

女川原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正方針

補正箇所		補正方針
1	【本文四】 第4-2表 廃止措置対象施設 (P7~9)	・共用施設について、2, 3号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることが明確になるように脚注を修正する。
2	【本文四】 第4-2図 廃止措置対象施設の 管理区域全体図 (P11)	・共用施設について、共用号炉が明確になるよう図及び凡例を修正する。
3	【本文五】 2. 廃止措置の基本方針(8) (P15)	・正式な建家名称に修正する。
4	【本文五】 第5-1図 解体対象施設の配 置図 (P22)	・解体対象施設について、1号炉建家内に設置している2号炉との共用設備を含まない旨が分かるよう記載を修正する。 ・共用施設について、共用号炉が明確になるよう図及び凡例を修正する。
5	【本文六】 2. 核燃料物質の管理 (P24)	・女川1号炉使用済燃料プールから再処理事業者へ直接譲り渡すことが分かるよう記載を修正する。
6	【本文七】 第7-1表 解体工事準備期間 における汚染の除去方法 (P29)	・除染対象設備について、選定フローによる確認結果を踏まえ主要設備の記載を修正する。
7	【本文八】 1.3 放射性気体廃棄物の管理 方法 (1)解体工事準備期間 (P32)	・「解体工事準備期間中」も原子炉運転中と同様に周辺環境に対する放射線モニタリングを行うことが明確になるように記載を修正する。
8	【本文八】 1.3 放射性気体廃棄物の管理 方法 (2)原子炉領域周辺設備解体 撤去期間以降 (P32)	・「原子炉領域周辺設備解体撤去期間」以降についても、放射性気体廃棄物の処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出することが明確になるように記載を修正する。
9	【本文八】 2.3 放射性液体廃棄物の管理 方法 (1)解体工事準備期間 (P34)	・「解体工事準備期間中」も原子炉運転中と同様に排水中の放射性物質の濃度を排水モニタにより監視することが明確になるように記載を修正する。

	補正箇所	補正方針
10	<p>【本文八】</p> <p>2.3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降 (P34)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉領域周辺設備解体撤去期間」以降についても、放射性液体廃棄物の処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出することが明確になるように記載を修正する。
11	<p>【添付書類三】</p> <p>2.2 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価</p> <p>2.2.1(1) (P3-8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価に使用する気象データについて、異常年検定による確認がなされていることが明確になるよう記載を修正する。
12	<p>【添付書類三】</p> <p>第3.2-1表 解体工事準備期間における放射性気体廃棄物の年間放出量 (P3-21)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被ばく評価上、希ガス及びよう素の放出は無視できるとしていることから記載を「N.D」から「0」に修正する。
13	<p>【添付書類四】</p> <p>1.1 事故の想定 (P4-1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定する事故について、原子炉設置許可申請書 添付十を参考に選定したことが明確となるように記載を修正する。
14	<p>【添付書類六】</p> <p>2. 維持管理に関する内容</p> <p>(1) 解体工事準備期間 (P6-3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理設備について、「検査・校正」の実施に関する表現が明確になるように記載を修正する。
15	<p>【添付書類六】</p> <p>2. 維持管理に関する内容</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降 (P6-3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降において、解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備の維持機能等を定めることが明確になるように記載を修正する。
16	<p>【添付書類六】</p> <p>第6.2-1表 維持管理対象設備の維持台数、機能維持及び維持期間 (P6-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールの臨界防止機能については、使用済燃料または新燃料を貯蔵している期間中維持する必要があることから記載を修正する。
17	<p>【添付書類六】</p> <p>第6.2-1表 維持管理対象設備の維持台数、機能維持及び維持期間 (P6-7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄物の廃棄設備について、廃止措置期間に発生する放射性廃棄物を考慮し、最低限必要となる運用台数としていたが、運転中の廃棄物を内包しているタンクもあり、処理処分が完了するまでは廃止措置期間中も管理が必要となることから、維持台数の記載を修正する。 ・プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))について、補機冷却水の海水側への漏えいを監視するモニタのため、放出管理機能を記載していたが、環境へ放出する放射性物質を確認する機能が放出管理機能であり、本モニタに当該機能は該当しないことから記載を修正する。

補正箇所		補正方針
18	<p>【添付書類六】</p> <p>第6.2-1表 維持管理対象設備の維持台数, 機能維持及び維持期間 (P6-7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排水モニタ及び排水のサンプリング・モニタは, 維持管理する設備であるが, 2号炉の共用設備として維持管理することから記載を修正する。
19	<p>【添付書類六追補】</p> <p>2.2 評価条件</p> <p>(2) 計算モデル (P6 追補-24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> スカイシャン線評価時の遮蔽効果の考え方が明確になるよう記載を修正する。
20	<p>【添付書類六追補】</p> <p>図1 評価モデル (P6-7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オペレーションフロア上部の範囲遮蔽は考慮しないことが明確になるよう記載を修正する。